

別記第2号（不動産登記規則第187条第1号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

地方裁判所 御中
支部

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、不動産登記規則第187条第1号の規定により通知します。

記

- 1 違反者の氏名・住所
- 2 該当法条
 - 不動産登記法第76条の2第1項
 - 不動産登記法第76条の2第2項
 - 不動産登記法第76条の3第4項
- 3 申請をすべき不動産に係る不動産所在事項
- 4 違反の事実を認定した理由・経緯
- 5 違反者に対し、申請をすべき旨を催告するとともに、不動産登記法第164条に規定する「正当な理由」がある場合にはその具体的な事情を申告するよう求めた催告書が到達した日
- 6 催告において定めた申請期限

別記第1号（不動産登記規則第187条第1号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

殿

何市区郡何町村大字何字何番地
法務局 出張所
登記官

職印

催 告 書

下記1の不動産について、不動産登記法第76条の第 項の規定による登記の申請をすべき義務に違反していると思われますので、下記2に定める期限までに当該不動産を管轄する登記所に相続等による所有権の移転の登記の申請をするよう催告します（不動産登記規則第187条第1号）。

なお、不動産登記法第164条に規定する「正当な理由」がないのに期限までに登記の申請がされない場合には、不動産登記規則第187条第1号に基づき、貴殿を不動産登記法第164条の規定により過料に処せられるべき者として裁判所に通知することとされています。

おって、登記の申請をしていないことにつき、「正当な理由」がある場合は過料の適用対象とはなりませんので、「正当な理由」がある場合には、下記3の「申告欄」にその具体的な事情を記載し、当該事情を裏付ける資料とともに、登記所に持参又は返送してください。

記

1 登記の申請をすべき不動産

土地又は建物の別	所在	地番又は家屋番号	所有権の登記名義人

2 登記の申請をすべき期限

3 登記の申請をしていないことにつき「正当な理由」がある場合は、その具体的な事情

(申告欄)

申告欄記入者氏名：

申告欄記入年月日：

※ (申告欄)には「正当な理由」についての事情をできるだけ具体的に記載してください(当該事情を別用紙に記載しても構いませんが、その場合には、本催告書の写しを併せて提出してください。)。また、当該事情を裏付ける資料を併せて提出してください。

※ 相続登記等の申請義務の履行期間内において、次の①から⑤までのような事情がある場合には、一般に「正当な理由」があると認められます。また、「正当な理由」があると認められるのは、これらの事情がある場合に限られるものではありませんので、これら以外にも具体的な事情があれば記載してください。

- ① 相続登記等の申請義務に係る相続について、相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合
- ② 相続登記等の申請義務に係る相続について、遺言の有効性や遺産の範囲等が相続人等の間で争われているために相続不動産の帰属主体が明らかにならない場合
- ③ 相続登記等の申請義務を負う者自身に重病その他これに準ずる事情がある場合
- ④ 相続登記等の申請義務を負う者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者その他これに準ずる者であり、その生命・心身に危害が及ぶおそれがある状態にあって避難を余儀なくされている場合
- ⑤ 相続登記等の申請義務を負う者が経済的に困窮しているために、登記の申請を行うために要する費用を負担する能力がない場合

7 「正当な理由」がある旨の違反者からの申告の有無

8 「正当な理由」が認められないと思われる理由

9 関係書類

上記3の不動産に係る登記事項証明書

上記4の違反の事実を証する資料

登記官が違反事実を把握した登記申請書及び添付書類の写し

その他資料 ()

上記5及び6に係る催告書の写し

上記5及び6に係る催告書が到達した日を証する資料

上記7の申告の内容が記載された文書の写し

その他参考資料 ()

以上

(注) 違反の事実を認定した理由・経緯については、該当法条が、不動産登記法第76条の2第1項である場合には同項の「自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日」について、同条第2項である場合には同項の「遺産分割の日」について、同法第76条の3第4項である場合には同項の「遺産分割の日」について具体的に記載する。